

All Japan Educational Model United Nations

AJEMUN

人種差別

Racial Discrimination

議題解説書

Background Guide

はじめに

ジョージ＝フロイドの死をはじめ、近年、人種差別問題は注目を集めています。しかし、人種差別は今に始まったものではなく、アメリカに限る問題ではないことは百も承知でしょう。国連という場でこの問題について議論する意義を考え、すべての大使に話し合いや議論をしていただきたいです。

本議題解説書（BG）は最低限の情報を記載したものであり、各国の立場からこの問題をアプローチするのは大使の皆さん自身です。個人の意見を持っている方もいらっしゃると思いますが、大使としての立場を見失わないようにしてください。また、今会議では国家としてではなく、国際社会としてどうするべきなのか、なにができるのか考えていただきます。なぜ多くの国が足並みをそろえる必要があるのでしょうか？

新年早々AJEMUNに参加いただきありがとうございます。今年のAJEMUNはオンラインでの開催となってしまう、みなさんにお会いすることができないことを残念に思います。毎年開催される会議後の交流会もなく、模擬国連参加者（いわゆる「モギコッカー」）として、仲良くなる機会を得ることが難しくなっていました。このような中でも、「この大使すごい！」と憧れをもつこともあるでしょうし、今会議をこれからの模擬国連活動に活かしていれば幸いです。

フロント一同円滑な会議進行のため精一杯努めますので、会議準備、また、会議当日2日間よろしくお願ひします。

フロントセクションリーダー 渋谷教育学園幕張高等学校2年 江原颯希

BG 執筆者紹介

大妻高等学校 山本晴菜

公文国際学園高等部 菊地咲楽

渋谷教育学園渋谷高等学校 妻鹿涼介

渋谷教育学園幕張高等学校 脇田理花

玉川学園高等部 水木亨

海城高等学校 持田隼人

渋谷教育学園渋谷高等学校 後藤慧

渋谷教育学園幕張高等学校 江原颯希

頌栄女子学院高等学校 伊丹萌華

目次

目次	3
第1章 会議設定	4
第2章 人種差別とは	5
第3章 論点1 ヘイトスピーチ	10
第4章 論点2 教育	14
第5章 論点3 レイシャルプロファイリング	16
第6章 アウトオブアジェンダ	19

第1章 会議設定

1-1 会議設定

議場：第75会期国際連合総会 社会人道文化委員会（第三委員会）
United Nations General Assembly
75th Session Social, Humanitarian and Cultural Committee
(3rd Committee)

議題：人種差別の撤廃 Eliminating Racial Discrimination

開催日時：2021年1月10日・11日

1-2 議場解説

今回の模擬国連会議では国連総会 United Nations General Assembly の社会人道文化委員会（第三委員会） Humanitarian and Cultural Committee (3rd Committee)を議場とする。

○ 国連総会について

総会 General Assembly（以下総会とする）は国連主要機関の一つであり、国連に加盟する193ヶ国すべてが議論に参加し一国一票の投票権を持つため加盟国間の平等な意見表明が保証されている。総会は毎年9月の第3金曜日に始まり最初の本会議において毎年100以上の議題の採択を行う。その後6つの主要委員会と1つの一般委員会とそれに付随する小委員会において討議及び交渉が行われ、最終的に本会議において決議が採択される。ここで採択された決議は総会が国際社会に示す意思表示である。

各会合の様子はプレリリースとして発表されており、UN ニュースセンターの検索オプションを利用してアクセスが可能である。

○ 社会人道文化委員会（第3委員会）について

社会人道文化委員会（第3委員会） Humanitarian and Cultural Committee (3rd Committee)（以下第3委員会とする）は総会の討議及び交渉の実質を担う主要委員会の1つであり、社会開発および人権問題を取り扱う。要約記録の文書記号は接頭語 A/C.3/-、プレリリースは GA/SHC/-である¹。

¹ 「国連総会」国連広報センター（日本支部）
https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/libraries/research_guide/bodies/ga/

第2章 人種差別とは何か

2-1 「人種差別」とは

人種差別とは「人種的偏見によって、ある人種を社会的に差別すること」¹を示す。今日におけるいわゆる人種差別は多様な対象に対して様々な方法を用いて行われている。一昔前のように物理的、あるいは目に見える差別だけでなく、SNS（Social Networking Service）などを利用した攻撃者のわからない差別も増えている。

2-2 人種差別の歴史

古代エジプトにおいてユダヤ人の虐殺が起こったように、人種差別は新しいものではなく、歴史に深く根を持つものである。しかし、これらの差別は近現代における差別形態とは別のものであると考えられる。

近代においての人種差別の根源は15世紀のコロンブスのアメリカ上陸とその後の先住民虐殺や、17から18世紀にかけての大西洋三角貿易（奴隷貿易）である。砂糖や銀と引き換えにアフリカからアメリカ大陸に奴隷がもたらされ、ヨーロッパからアフリカには武器が引き渡された。そして奴隷として白人と対等な立場にないとみなされた特に黒人に関しては現在も続く差別を受けることとなる。

ユダヤ人に対する差別は歴史上一番よく知られているといっても過言ではない。第二次世界大戦下のドイツでヒトラー率いるナチス勢力の台頭による600万人もの大虐殺は組織化された人種差別のおそろしさを描いた。

国連は1950年代から、南アフリカ共和国におけるアパルトヘイトは国連憲章の原則に反するとして廃止するように求め、1994年に全廃が実現した。代表例としてスポーツにおけるアパルトヘイトが挙げられる。白人はサッカー、黒人はラグビーなどと決められており、フィールドにも大きな格差があった。しかし、1985年に採択された「スポーツにおける反アパルトヘイト国際条約（International Convention against Apartheid in Sports）」によってスポーツにおける差別を是正する動きが始まった。それでも大きな改善が見られなかったため、国連が主導となって各国に南アフリカ共和国に対する制裁を要請した。また、アパルトヘイトに立ち向かったネルソン・マンデラ元大統領が選出されるきっかけとなった選挙も、国連が監視をし、新政府の発足と最初の非人種主義に基づく民主主義憲法の採択をもって、アパルトヘイト制度は終わった。

2-3 先住民に対する差別の歴史

先住民は国際的な定義を持っていない。その理由として、定義することによって先住民に当てはまらない民族が存在してしまうことが挙げられる¹。しかし、各国は先住民としての法的な地位を与えられる集団を定義している。ここで、法的保護に当てはまらない民族は先住民でないとしているわけではない。

多くの国は先住民から土地を略奪して成立した。先住民の多くはヨーロッパ人が入植する以前から同地に暮らしていたものの、彼らによる国家建設において土地を奪われ、さらに、同化政策により文化や伝統的生活を捨てざるを得なかったケースが多い。その影響は今でも続いており、弾圧・迫害・拷問の対象となり、立法に意見が組み込まれていない民族が多く存在する。結果として、高い失業率や不十分な教育など様々な問題が発生している。

国連は「世界の先住民の国際年」を設定するなどすべての先住民族に対する差別の廃絶へ向けた活動をしているが、ここでニュージーランドとマオリ族の関係を紹介する²。1800年代にアメリカやヨーロッパの捕鯨船がマオリ族との通商をはじめた。宣教師によりキリスト教が布教され、後にはワイタング条約³が結ばれた。これにより、ヨーロッパ人の入植が始まった。ヨーロッパ人は勢力範囲を拡大しようとし、ワイカトの侵略など、マオリ族との衝突を繰り返した。結果として、先住民らの勢力範囲は縮小してしまい、人口も多く減少した。このようなことを背景とした先住民の直面する問題は、20世紀後半にニュージーランド人の話題となり、マオリ語教育制度やマオリ人による土地所有についての、マオリ族と彼らの文化を保護する法律が確立された。現在ではニュージーランドは先住民問題に対して先進的だと国際評価の対象となっている。しかしながら、多くの先住民のように失業率が高く、逮捕者の大きな比率を占めている。

¹ 「世界の先住民族、日本の先住民族」本多俊和 学術の動向 2011年9月

² 「A Quick Guide to The Maori History in New Zealand」NZ Pocket Guide
<https://nzpocketguide.com/maori-history-new-zealand/>

³ ワイタング条約はイギリスとニュージーランド先住民族の間に結ばれ、ニュージーランドにおけるイギリスの行政権を認めた。しかし、英語とマオリ語文書に異なる内容が書かれてある。

2-4 差別の撲滅を目指す国際条約の進展

○ 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する宣言」 (1963年)

人種や肌の色による差別は人権侵害であり、国家民人間の平和的・友好的関係の障害となることを認めた。

○ 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」 (1969年)

人種差別撤廃条約とも呼ばれている。これにより人種差別撤廃委員会が設置され、また、締約国に条約の実施状況などを定期的に委員会の報告することを検討した。締結国に対し、人種差別撤廃へ向けた法整備などの積極的活動が義務付けられた

○ 「ウィーン宣言及び行動計画」 (1993年)

地域、歴史、文化、政治制度などに関わらず、人権を守ることは国家の義務であるとした。人種差別や先住民に関する条文に加え、性差別や移民についても述べた。世界先住民族年に開催され、また冷戦終結後であったため、重要な転換点となる時期に開催されたとも言われている。

○ 「ダーバン宣言及び行動計画」 (2001年)

人種差別撤廃条約の批准を呼びかけ、人種差別について被害者を中心とした対策をとるとした。性差別と人種差別の結びつきを認め、人種差別撤廃において女性の役割を重要視した。

○ 「先住民族の権利に関する宣言」 (2007年)

先住民族に対する差別に対し国際的意向を示した。宣言は「世界の先住民族の待遇を整備する重要な基準である」とした。

2-5 現在行われている形式の差別の例

○ コロナウイルス (COVID-19)

昨今世間を騒がせている新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) は人種差別にも悪影響を与えている。心理学的に見ても人間は不安などの精神的ストレスを抱え、追いつめられると他人に厳しく当たる傾向がある。新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) によって人々は心の余裕をなくし、排他的な傾向が強くなってしまった。

コロナウイルスの勢力によって表面化したのは、アジア人差別である。中国から来たウイルスとして、コロナウイルスを広げた存在としての嫌悪感によって、アジア人全体に対してヘイトスピーチを初めとした暴力行為 (中には殺人未遂をかけられた人もいた) 行うようになってしまった¹。

アメリカ合衆国における新型コロナウイルス感染症における死者の比率は、黒人が白人の2倍となっており、失業率に関しても10%ほどの白人と比べても、黒人は16%と高い水準となった。これは過去5年で最も悪い失業差である。



アメリカ合衆国の人種別失業率 (日経新聞 2020年6月2日)

¹ 「Coronavirus: What attacks on Asians reveal about American identity」 BBC 2020年5月27日

○ 銅像などによる歴史的存在の美化

近年アメリカなどでは偉人の銅像の撤去を求める声が強くなっている。コロンブスはもちろん、奴隷商人・奴隷主の銅像の撤去を強行する動きもあり、歴史との付き合い方を見直していく必要があるだろう。

近年活発化している銅像撤去は暗に歴史の抹消を意味している。人は誰でも過ちを犯すために、その人によって紡がれる歴史が良い面のみを持っていることは基本的にありえないだろう。その歴史を抹消することが現在および未来に対してどのような意味を持つのかに関してもう一度真剣に議論する必要がある。しかし、銅像を建立する意義が奴隷制度の美化にあるという主張も忘れてはならない。

○ インターセクショナリティー

近年話題となっているものの中で「インターセクショナリティー」がある。概念としては、いくつものマイノリティとしての素質を持つとの意味である。例えば、黒人であり、かつLGBTQIA+であるというような人は、どちらかのコミュニティにのみ所属する人より多層的な差別を受けることになり、この人々に対して一概に対策を講じることは難しい。今回の会議ではジェンダーに関する議論はアウトオブアジェンダだが、これらの人がいることは念頭に置いた上で議論を進めてほしい。

第3章 論点1 ヘイトスピーチ

3-1 ヘイトスピーチについて

○ ヘイトスピーチとは

一般的に、ヘイトスピーチとは「特定の民族・宗教・性別・性的思考などへの憎悪を表す差別的・暴力的な発言・言説」を指す。辞書的な説明とは別に、国際的にはどのように定義されているかという点に目を向けたいが、実はヘイトスピーチの国際的な定義は定まっていない。「ヘイトスピーチに関する国連戦略・行動計画（United Nations Strategy and Plan of Action on Hate Speech）」¹では、「ヘイトスピーチに関する国際的な法的定義は存在しておらず、何が『差別的』であるかは議論の余地があり、争点となっている」と解説されている。ヘイトスピーチが国際的な課題と捉えられる要因として、差別的な発言が行動につながり、テロリズムや大量殺戮行為など、基本的人権を侵害し、かつ国家の安全保障を脅かす事態を誘発しかねない点が挙げられる。もちろん、差別の標的となる特定集団の人権が脅かされ、精神的苦痛を被ることは言うまでもない。

○ なぜヘイトスピーチの定義が定まっていないのか

上で強調したとおり、ヘイトスピーチは単なる個人的な感情の問題ではなく、社会全体の安全に深くかかわる事項である。ではなぜ多国間の合意による定義が存在しないのであろうか。その原因としては以下の3点が考えられる：

- 何がヘイトスピーチで何がヘイトスピーチではないのか明確な区別がしづらいから。
- ヘイトスピーチの取り締まりは表現・言論の自由の抑圧であるという批判が存在するから。
- 今なお国家間における宗教的な対立が存続しており、国家による宗教的なプロパガンダとして対立を強調する場合は考えられるから。

政府間機関である国連としては、宗教的な対立などが未だ強く影響しているこの国際社会に向けて、その対立を一度に解消するように各国の意思統一を行うことは極めて困難である。

¹ 2019年にアントンニオ＝グテーレス国連事務総長によって発表された。

現存する対立構造に加えて、表現の自由との兼ね合いも重要な論点である。ヘイトスピーチ根絶に向けた取り組みを説明する文章、特に国連のもの大半に「表現の自由との関係性に注意しながら」といったフレーズが含まれる。国際安全保障に対する懸念は多くの国が課題意識として共有しているが、その解消のために市民に認められる権利をどれほど制限してよいのかについては国によって立場が分かれる。したがって、より多くの国の賛同を得るためにも、表現の自由とヘイトスピーチの根絶の両立を掲げる場合が多いと思われる。

多くの国の合意による定義は存在せず対応策について国ごとの見解が分かれるものの、以下に述べるように、限られた活動範囲の中でも様々な取り組みが展開されており、多面的な対立構造の解消・和解が図られている。

○ ヘイトスピーチに対する取り組み

ここではヘイトスピーチ問題の解決に向けた、様々な組織による活動を解説する。

まず、国連組織のなかで最も大規模におこなわれているものとして、2019年6月18日に前述した「United Nations Strategy and Plan of Action on Hate Speech」が挙げられる。この枠組みはヘイトスピーチを引き起こす根本的な原因への対処、そしてヘイトスピーチが及ぼす人的・社会的影響の緩和を主な使命とし、計13の活動を行うことを規定している。活動の原則の一つに「ヘイトスピーチに対する取り組みは全ての人 一男女一人一人に始まり、政府、社会、そして民間企業一 の責任である。すべての人が責任を負い、すべての人が行動を起こさなければいけない」と述べており、より包括的な手法でヘイトスピーチを根絶する姿勢を示した。

また、欧州議会は2013年から2017年の間に「No Hate Speech Youth Campaign」¹を主催し、表現の自由を尊重しつつもインターネット上のヘイトスピーチの根絶を目標に、若者を中心として活動した。

¹若者によるオンラインでのヘイトスピーチや人権問題に対する対策をとることを促進する目的のとする45か国の参加があった。

3-2 SNS を利用したヘイトスピーチ

○ オンライン上のヘイトスピーチ

ヘイトスピーチはインターネット、特に種々の SNS サービスが使われるようになってから拡大したといわれる。なぜだろうか。インターネットには二つの大きな特徴がある。一つ目は匿名性、二つ目は趣味趣向が類似する他者やコミュニティとつながりやすいことである。これら二つの要素を通じてヘイトスピーチとオンライン上のサービスとの親和性が高まり、利用（悪用）されるケースが急増している。

○ インターネットの匿名性

まず、インターネットでは自分の身元（本名や住所などの個人情報）を隠して利用することが可能である。したがって、匿名性によって自分は何者であるかを必要以上に明かすことなく、他人に対する誹謗中傷を展開することが可能となっている。さらに匿名性のミソとして、実社会の会話（対面での会話など）で求められるような状況を判断したうえでの発言は重要ではなく、自分の好きなペースで情報を発信したり他人とコミュニケーションをとったりすることができる。これによって身元が特定されずに、自分の意見のみを声高に主張する機会が生まれるのである。

国家規模における犯罪などが行われた場合には、政府や情報機関による捜査のためにオンライン上の活動も公開され匿名性は破られるのだが、肉体的に危害を及ぼしにくいオンライン上でのヘイトスピーチに関しては、多くの場合匿名性を保つことが可能である。一部のサービスでは実名登録を義務付ける動きもあったが、前項で紹介した通り表現の自由との兼ね合いの懸念、そしてプライバシーの侵害になり得るという批判から、主流の対応とはなっていない

○ 限定されたコミュニケーションの相手

二つ目の要素はコミュニケーションを図る相手についてである。インターネットでは自分と趣旨や指向が類似している人・コミュニティ内だけで会話をすることが可能なため、仮に世間一般ではそうではなくても自分たちの持つ意見や思想は社会で常に通用するのだ、と受容してしまう危険性が潜む。仮にヘイトスピーチが行われているコミュニティに属するとすれば、特定の民族を劣等であると考えたり、差別を当たり前のことだと考えてしまう、ということだ。このようにして生み出されるヘイトスピーチを匿名性を保ったままオンライン上で他者と共有し、差別の輪を拡大させていくこと（エコーチェンバー現象）が、現状稼働している SNS サービス上では可能なのである。

よってオンラインでのヘイトスピーチは、オフラインで行われるデモンストレーションなどとは一線を画した形態での危険性を持ち合わせている。SNS を媒介とした差別行為に対して、前項の対応と合わせてどのように対処していくのかについて議論していただきたい。

○ 国際連合における対策

SNS などにおけるヘイトスピーチの対策についての国際的な取り組みに関しては、前項において述べた United Nations Strategy and Plan of Action on Hate Speech 中の小項目として明記されている：

UN entities should keep up with technological innovation and encourage more research on the relationship between the misuse of the Internet and social media for spreading hate speech and the factors that drive individuals towards violence. UN entities should also engage private sector actors, including social media companies, on steps they can take to support UN principles and action to address and counter hate speech, encouraging partnerships between government, industry and civil society.

(国連機関は、技術革新に先を抜かれず、ヘイトスピーチの拡散を目的としたインターネットやSNSの不正な使用と個人の暴力的行動を促す要因の関係性についてさらなる研究を奨励する必要がある。また、国連機関は、国連の原則に基づき、ヘイトスピーチの対処方法についてSNS会社などの民間企業と積極的にパートナーシップを組み、政府・事業・社会間の関係を奨励する必要性がある。)

○ 地域単位における対策

SNSの利用に関する啓発活動は、国連の場にとどまらず個別地域を対象にした形式でも行われている。欧州議会主催の No Hate Speech Youth Campaign では Hate Speech Watch というツールを通じて、インターネット上における差別的発言を報告するシステムが運営された。このシステムの特徴として、インターネットの利用者が自分たちの利用範囲で人種差別を自由に報告することができる点である。他方で、その報告情報に基づいて国家がインターネットの利用を制限する、すなわち言論統制が行われるという懸念も上げられている。

3-3 話し合っ欲しいこと

- ① ヘイトスピーチの被害を軽減する方法
- ② ヘイトスピーチの根本的対処について
- ③ SNS やインターネットでのヘイトスピーチへの対策

第4章 論点2 教育

4-1 教育での精神面の差別、無意識のバイアス

子供が学校にいけない理由の一つに学校での人種差別のハラスメントがある。学校でのハラスメントとはある特定の人種は頭がよいなどという無意識の差別的なバイアスや肌の色、顔の特徴、服装、アクセント、または話される言語に基づいたいじめのことである。

○ 学生による差別

オーストラリアでは、3人に1人が同級生による人種差別の対象となったと報告されている。ある学校では匿名でアフリカ系アメリカ人の学生のロッカーやノートに不快なメモを挿入され、カフェテリアで彼らの近くに座ろうとしたアフリカ系アメリカ人の学生を脅されることがあった。一部のアフリカ系アメリカ人の学生は、学校の職員に、学校では安心できないと言ったことに対し、個々の事例を調査し、対応した。しかし、人種間の対立は絶えなかった。

○ 教員による差別

「アジア人は数学が得意であるはずだ」と言う他の学生の言葉によって傷つけられ、挑発されるといふバイアスに基づきいじめも少なくない。時にはハラスメントの加害者に、生徒だけでなく先生などの学校の運営側も含まれている。

白人学生に比べ、黒人学生は停学処分を受ける可能性が高いとされている。また、多くの研究で、教師の期待は、学生の人種、経済的地位、国籍によって異なることがわかった。東欧の学生は、英国の学校制度において様々な人種差別と教員から期待されないという境遇にあり、少数民族の学生は、「危険にさらされている」というレッテルを貼られることが多い。カナダのケベック州では、カリブ海出身の学生は、SHSMLD（ハンディキャップ、社会的不適応、または学習困難を持つ学生）として識別されることがほかの学生よりも3倍多く、これらの生徒は一般生徒と別々のクラスに配属される。

4-2 出席率と人種

学校の出席と教育達成は人種と相関関係を持つ。2020年の世界教育監視報告書によると、ここ数十年で就学率の増加はした一方、ラテンアメリカ諸国の子供の出席率と教育の達成は人種的不平等にまだ害されている。また、12-17歳のアフロ（アフリカ系の人種）の子孫の出席率は非アフロの子孫と比べて低く、ウルグアイとペルーのアフロの子孫も非アフロの子孫よりも中等学校を卒業する可能性が低いと報告されている。

4-3 先住民族と現代社会の価値観

先住民族は、イヌイット、ネイティブ・アメリカン、アイヌ、アボリジニ、ウイグル人など、世界に少なくとも 5000 以上、約 3 億 7000 万人を超え、90 カ国以上の国々に住んでいて、この数は世界人口の約 5%にあたる¹。

先住民族をはっきりと定義している組織はないが、彼らはしばしば差別に直面し、政治的権力がなく、多くの人がとても貧しい。そのため教育を受けることができない、または受けられたとしても、他の人々よりも質の良い教育を受けられない傾向にあり、読み書きができない子どもも多くいる。また、教育内容に彼ら独自の歴史、文化、言語、知識などが組み込まれないことがよくあり、各国がこれまで先住民族に対して行ってきた教育の政策やシステムは、先住民族を現代社会へ強制的に「同化」させるものが多かった。最近では、文化の同化に対し反対の声が挙がってきてはいるものの、2018 年の高所得国や中所得国（43 カ国）では教員の 3 人に 1 人が生徒の多文化性をふまえた指導をしていない。

国連では、2007 年に「先住民族の権利に関する宣言(Declaration on the Rights of Indigenous Peoples)」²が採択され、この宣言では先住民族個人や集団での教育などの権利について規定している。また、先住民族に対する差別の禁止、文化などの特有の生活様式を守ることなども含まれている。しかし、この宣言にアメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダの 4 カ国が反対したためコンセンサスには至らなかった。

2014 年には国連総会が先住民族世界会議（World Conference on Indigenous Peoples）を開催した。この会議では、各国代表に加え先住民族も参加し、2007 年に採択された宣言を達成するための公約を載せた成果文書が採択された³。

これらの取り組みをはじめとして、国連だけでなく、様々な国が先住民族の教育の問題や文化を守るための取り組みを進めている。しかし、先住民族を先住民族として認めない国があるなどの問題があり、先住民族が教育を受ける権利、彼らの文化を守る教育は完全には実現されていない。そのため、先住民族とその他の人々との教育格差が広がっている⁴。

4-3 話し合っ欲しいこと

- ① 学校での人種差別をどのように減らしていくべきか
- ② 先住民族や彼らの文化に配慮したどのような教育方法、組織形態を作っていくべきか

¹ 「Indigenous People Overview」 World Bank Group
<https://www.worldbank.org/en/topic/indigenouspeoples>

² 「Declaration on the Rights of Indigenous Peoples」 国連

³ A/RES/69/2

⁴ 「Indigenous Peoples' Rights to Education」 国連

第5章 論点3 レイシャルプロファイリング

5-1 レイシャルプロファイリングについて

レイシャル・プロファイリングは、警察が故意に有色人種を調査対象に絞って捜査を行うこと、また行っているという疑惑を示す言葉である。これはアメリカでは犯罪行為とされているが、「相手の人種が違うから」というのが裁判の焦点となる。

例えば、定期的に行われる検問などでもレイシャル・プロファイリングの被害件数は多い。あからさまに黒人ばかりを呼び止め、疑いが無くても手錠をかける警察官もいる。また、黒人の子どもが警察を怖がって逃げ出した際には、テイザー銃を発射されたり、脅されたりした事例も後を絶たない。

イギリスでは、警察の捜索の慣行に関する細分化されたデータを収集して公開することが法律で義務付けられている。このデータによると、イングランドとウェールズでは黒人は白人の9.5倍の割合で職務質問を受けている。また、EU全体ではアラブ系及びアフリカ系の男性は、他のグループよりも20倍の割合で職務質問を受けている。これは先述したように警察と黒人の間に歴史的な深い溝が確立されていることが原因として挙げられる。

5-2 警察組織について

もともと、アメリカの警察は奴隷制度があった時代に逃げ出した奴隷を追跡して反乱を防ぐための組織であった。また、1960年頃に起こったアフリカ系アメリカ人公民権運動の抑圧に警察が大きな役割を果たしていた。近年注視されているような問題や過去の例を受けて、多くの警察官がボディカメラを使用するなどの対策がなされているものの、警察の問題点は現代に至るまで多く残っている。

近年、オーストラリア警察の黒人に対する待遇が非難されるようになってきている。特にビクトリア州では黒人男性は2.5倍に警察の監視下に置かれる可能性が高いとする研究が発表された¹。警察幹部が黒人に対する偏見を言葉にすることもあり、若い黒人オーストラリア人の逮捕をターゲットとしたプログラムがあったことが明らかになっている。また、南部・西部では先住民族が暴力的だという偏見が警察組織内に潜在している。警察組織に差別的意識があっては、逮捕されやすい人種が存在することは明らかだろう。

¹ 「As Protesters Shine a Spotlight on Racial Injustice in America, the Reckoning Is Going Global」
TIMES <https://time.com/5851879/racial-injustice-protests-europe/>

5-3 レイシャルプロファイリング反対運動

○ Black Lives Matter (BLM)

BLM(Black Lives Matter)は、アメリカで過去 400 年間に渡って起こっている黒人に対する暴力に対抗するために起こった活動である。特に、最近話題になっている警察官による黒人への過剰な暴力行為が問題視されている。また、これは全世界での共通認識となっており、ヨーロッパ諸国や日本でも抗議活動が活発化している。これらの原因として、人種差別者が社会システムの中に存在することが挙げられる。しかし、人種差別的思想を持つ警察官の排除は難しい。

○ The U.K. is not innocent

BLM の反響としてイギリスでは、レイシャルプロファイリングはアメリカだけの問題でないと主張するデモが起きた。「The U.K. is not innocent (イギリスは無実でない)」と歌われ、白人と比べ、黒人の方が 10 倍逮捕されやすいことに対する抗議がされた。ブリストルでは奴隷商人の像が抗議者により撤去された。

BLM 以前にオックスフォード大学ではキャンパスのセシル＝ローズの像の撤去を呼びかける運動が 2015 年に起きた。「Rhodes Must Fall」運動と呼ばれ、南アフリカの植民化に携わった人物の像の不適さが主張された。

○ アダム＝トラオレ

パリでは、2016 年に黒人男性アダム＝トラオレが代用監獄で死亡した。警察は彼の死因は明らかにしていないが、家族による剖検では窒息死したとしている。これを受け、フランス政府は警察の押さえ込みによる逮捕を全面的に禁止した。

5-4 対策の一例（フィンランド）

フィンランドでは、「民族差別禁止法制度」が採用されている。この制度にはいくつかの法律があるため、それぞれをここで紹介する。これは、過去に約7世紀にわたってスウェーデンと併合状態にあったフィンランドならではの制度である。このような背景を受けて、フィンランドの公用語はフィンランド語とスウェーデン語となっている。

無差別法は2004年に制定され、民族差別禁止法制度の中心と言っても良いだろう。民族的出身に基づく差別を受けた場合、社会福祉と健康サービス、社会保障、不動産の供給やアクセスと言った様々な対応が具体的に明記されている。しかし、個人単位での人種差別はその特徴として事態が明るみに出るとは少なく、マイノリティに対する行為であればその懸念は一層強くなる。これを受けて同法律は、自らを民族差別の被害者であると考えている者に対して、マイノリティ・オンブズマンに指導やアドバイス、勧告などを求める権利を有している。マイノリティ・オンブズマンとは、『民族差別を防ぎ、民族間の良好な関係を促進し、民族的マイノリティと外国籍者の地位と権利を守り、民族間の無差別原則の順守を監督し、人身売買を調査報告することを目的として活動することを定める。』とされている。差別裁判所は、議長とその他6人のメンバー、それに加えて事務局長の8名で構成される。6人のメンバーとは、フルタイムで働く議長と事務局長が有するレポーターや各補佐官などである。法にのっとりた裁判をするため、通常の裁判所と業務内容に大きな差は生じていないものの、民族間の差別が多いフィンランドならではの施策であると言えるだろう。

5-5 話し合っ欲しいこと

- ① レイシャルプロファイリングの撲滅について
- ② レイシャルプロファイリングの被害者への対応

第6章 アウトオブアジェンダ

➤ ヘイトスピーチの定義

ヘイトスピーチの定義は現状極めてあいまいである。論点1において主に議論してほしい内容は、差別的・攻撃的であると考えられる言動が何かを詳しく決めることではなく、そのような行動一般を生み出す原因を明らかにすることと、その影響を最大限緩和する政策である。

➤ ヘイトスピーチの対象への言及

ヘイトスピーチには様々な種類があり、その差別的な言動などの対象となる人は時と場合によって異なる。しかし、本会議におけるヘイトスピーチは、議題である「人種差別」に沿ったものであるという前提で議論していただきたい。

➤ 特定の民族・宗教対立・警察・SNS会社（Google、Twitterなど）などの個別事例に焦点を当てた議論

➤ SNSおよびインターネット、オンラインツールそのものに対する批判

SNSおよびインターネット、オンラインツールはそれそのものがヘイトスピーチを引き起こすのではなく、ユーザーが利用し感情を増幅させられることによってヘイトスピーチが生まれるということに留意していただきたい。

➤ 人種差別以外の差別に特化した議論

ジェンダーや経済的地位による差別は人種差別の要因として挙げられるが、今会議ではそれらをアウトオブアジェンダとし、人種差別の解決のみにフォーカスした議論をしてください。

➤ 先住民族の定義について